

# 筑前国志賀白水郎歌十首新解

—附、福岡県内の万葉歌碑—

倉野憲司

一

香住が丘の上にそびえ立つ本学新館の屋上から眺めると、志賀の島は博多湾を隔てて指呼の間にある。能古の島も見える。荒津の崎も、又遠く可也山（筑紫富士）をも望むことができる。それらはいづれも万葉の歌枕であるが、中でも志賀の島に関する万葉歌は、かなりの数にのぼってゐる。今ここで取り上げようとしてゐる志賀白水郎歌十首は、もちろんその中に含まれてゐるものである。まづその十首と左註を煩はず次に掲げることにする。

## 万葉集卷十六 筑前国志賀白水郎歌十首

- (三八六〇) 大君の遺はさなくにさかしらに行きし荒雄ら沖に袖振る
- (三八六一) 荒雄らを来むか来じかと飯盛りて門に出で立ち待てど来まさず
- (三八六二) 志賀の山いたくな伐りそ荒雄らがよすがの山と見つ恩はむ
- (三八六三) 荒雄らが行きにし日より志賀の海人の大浦田沼はさぶしくもあるか

(三八六四) 官こそ指してもやらめさかしらに行きし荒雄ら波に袖振る

(三八六五) 荒雄らは妻子が産業をば思はずる年の八歳を待てど来まさず

(三八六六) 沖つ鳥鴨とふ船の還り来ば也良の崎守早く告げこそ

(三八六七) 沖つ鳥鴨とふ船は也良の崎廻みて漕ぎ来と聞こえ来ぬかも

(三八六八) 沖行くや赤ら小船に苞やらばけだし人見てひらき見むかも

(三八六九) 大船に小船引き副へ潜くとも志賀の荒雄に潜き逢はめかも

右以神龜年中、大宰府差筑前国宗像郡之百姓、宗形部津麻呂、充対馬送粮船拖師也。于時津麻呂詣於浮屋郡志賀村白水郎荒雄之許語曰、僕有小事、若疑不許歟。荒雄答曰、走離異郡同船日久。志駕兄弟、在於殉死。豈復辭哉。津麻呂曰、府官差僕充対馬送粮船拖師。容爾衰老、不堪海路。故来祇候、願垂相替矣。於

是荒雄許諾、遂從彼事、自肥前国松浦県美禰良久埵、発船、直射  
对馬渡海。登時忽天暗冥、暴風交雨、竟無順風、沈没海中焉。  
因斯妻子等、不勝憤慕、裁作此歌。或云、筑前守山上憶良臣、  
悲感妻子之傷、述志而作此歌。

ところでこの十首の歌（左註を含めて）の成立・構造、その他に  
ついて、周知のやうに近年次の如き種々の論考が発表されたが、残  
念ながらまだ定説とすべきものはない。

筑前国志賀白水郎歌十首の真意 笠井清（国語と国文学、第二  
七卷第二号）

筑前国志賀白水郎歌十首異見 釜田喜三郎（関西大学「国文  
学」第一号）

筑前国志賀白水郎歌十首 高木市之助（美夫君志会編「万葉集  
新説」及び「古文芸の論」）

「筑前国志賀白水郎歌」論―特にその心情表現の構成につい  
て― 犬養孝（国語と国文学、第二九卷第一、二号）

民族文芸学の立場と限界 犬養氏の筑前志賀白水郎歌論を駁す  
釜田喜三郎（国語と国文学、第二九卷第一、二号）

筑前国志賀白水郎歌十首の作者の複数性について―表現形式と  
伝誦性とを中心に― 福田良輔（九州大学「文学研究」第四六  
輯）

志賀白水郎歌十首 沢瀉久孝（万葉、第一八号及び「万葉集注  
釈卷第十六」）

志賀白水郎歌十首の原形原意の問題 笠井清（万葉、第二〇号）

志賀白水郎歌十首の歌謡性 徳良の単集創作説を駁す 福田

良輔（九州大学「語文研究」第四、五号）

筑前国志賀白水郎歌十首の形成 渡瀬昌忠（文学、第二五卷第  
八号）

徳良の長歌と連作―その民衆性について―川口常孝（国学院高  
等学校紀要、第一輯）

以上がその主な論稿であるが、これらにおいて論じ、又論争せら  
れた成立や構造等の問題はしばらく措いて、もっと根本的にこの十  
首の歌のことに即した正しい意味は何か。先入主に禍されない素  
直な歌の解釈の方が先決問題ではあるまいか。「代匠記」から最近  
の「注釈」に至る多くの註釈書を調べてみると、いづれも左註の影  
響を大なり小なり受けてゐて、正確な解釈が行なはれてゐないやう  
である。そこで私は遅蒔きながら、私なりの新解を公にして、大方  
の批正を仰ぐ次第である。

## 二

前述のやうに十首の歌のことに即した正しい解釈を誤まらせて  
ゐるのは左註である。多くの注釈家はこの左註に呪縛されてゐて、  
それから抜け出し得ないでゐる。左註では荒雄が発船したのは肥前  
国松浦県美禰良久埵となつてゐるが、歌の方は筑前国津屋郡志賀村  
から船出した趣で、両者の間に矛盾が感じられるにも拘らず、それ  
が少しも追究されてゐないこと（もし左註に従へば、「沖に袖振  
る」や「波に袖振る」の歌は想像上の作歌と見なければならぬで  
あらう）。次には荒雄が難船して海に沈んで死んだといふ前提の下に  
歌が解釈されてゐることである。そこで何よりも肝要なことは、十  
首の歌を左註の呪縛から解放し、歌そのものを取り組むことであ

る。がその前に「筑前国志賀白水郎歌十首」といふ題詞についても一考する必要がある。

いったいこの題詞はどういふ意味であらうか。これについて「注釈」は何も触れてゐない。又「全註釈」は志賀の「白水郎」についての歌の意である」といふに過ぎない。ところが「日本古典文学大系万葉集、四」の補注では、かなり突つ込んだ考察が行なはれてゐる。即ち次の通りである。

この題詞は少なくとも、(1)志賀白水郎を詠んだ歌、(2)志賀の白水郎が詠んだ歌、(3)志賀の白水郎達の間で誦詠された歌と三様にすることが出来るという意味で曖昧である。三八七六・三八

七七の題詞に同じように豊前国の白水郎の歌、豊後国の白水郎の歌とあるによれば、(1)ではなくて(2)か(3)の意にとれるが、類聚古集や古葉略類聚鈔がこの歌の題詞を「白水郎荒雄歌」としているのに従えば、両書の編述者達は「白水郎」を特定の荒雄と解したことになる、十首は荒雄を詠んだ意(1)となる。また、左注に即して考えると、注の中で志賀白水郎という語は荒雄を指して、妻子ではなく、また「或云」に従えば十首は憶良の作となるから、(2)(3)は當らず、(1)即ち志賀の白水郎を詠んだ歌ということになる。

いろいろ述べてあるが、左註に即して考へることは、前に述べたやうにしほらく標上げすべきであり、又類聚古集等の「白水郎荒雄歌」も編者の歌及び左註に基づき変更と考へられるので問題外となる。更に(2)と(3)は分ける必要はなさきであるが、福田氏や渡瀬氏の説に觸発されて例を別に立てたものと推測される。従つて要するに(1)と(2)が考へられるといふことになるが、(1)は成り立ち難い。な

せならば、大系本の補注にも指摘してゐるやうに、同じ巻十六に、「豊前国白水郎歌一首」・「豊後国白水郎歌一首」などと同じやうな題詞が見えるが、これらはいづれも白水郎の詠んだ歌の意に解すべきであり、又「長忌寸意吉麻呂歌八首」も、意吉麻呂が詠んだ歌八首の意に解すべきであるからである。かう見て来ると「筑前国志賀白水郎歌十首」といふのは、左註の如何に拘らず、筑前国の志賀の白水郎が詠んだ歌十首といふことになる。

「白水郎を詠んだ歌」と「白水郎が詠んだ歌」とは随分違ひがあるが、この題詞の正しい解釈が、この歌群の成立論や構造論等に少なからぬ関連を持つて来るのである。

### 三

さていよいよ歌の解釈に移ることにしよう。まづ最初の、

(1)大君の遣はさなくにさかしらに行きし荒雄ら沖に袖振る(三八

六〇)

と、それに関連のある、

(5)官こそ指してもやらめさかしらに行きし荒雄ら波に袖振る(三

八六四)

の二首について考へてみることにする。

この二首は全く同工異曲の歌で、第三句以下、「沖」と「波」の違ひを除けば、全く同じ語句から成つてゐる。この二首で解釈上の問題は「沖に袖振る」と「波に袖振る」の句にある。前者について「代匠記」には「袖ルハサマナリ。神代紀下六。朝至野時明乎手願掌。」とあり、「古義」もほぼ同説、「全註釈」には「袖を振つて知らせること。風波の難にあつて袖を振つてゐるのである。ユキシ

と過去に言っているから、別れを惜しむ姿と見るわけには行かない。」としてゐるのに対し、古典大系本の「補注」には、遭難の荒雄が苦悶しつつ魂鎮めの袖振りをしてゐる様子とする説、代匠記以来の諸説のやうに単に溺れるさまの描写とする説、船が離岸して行った（「行きし」）後、荒雄が沖合から、または波間から別れを惜しみまたは愛情を送るといった意味で妻に向つて袖を振つたとする説などがあるが、本能的な情熱に燃えて荒雄が自然に袖を振つたと解するのが望ましい。しかし三者いづれとも決しかねるとあり、「注釈」には、「沖の船上から妻子に別を惜しんで袖を振つたのであり、……」と解してゐる。次に、後者については、「全註釈」に「波濤の中で難儀している様を、目に見るよう描いている。」、古典大系本の「補注」に「波に隠見して袖を振っている。」、「注釈」に「難船して波の間に漂つて袖を振つてゐる意」などがある。

見られる通り殆どすべてが、難船して溺死したといふ左註の記事を頭に置いての解釈である。それほど左註の記事に依拠するなら、「沖に袖振る」、「波に袖振る」は、肥前国美禰良久の崎に荒雄の妻子が立つて詠んだと見なければならぬであらう。しかし歌は筑前国志賀村での歌としかとりやうがない。それはともかくとして、難船して沖に又波間に漂つて溺れ死ぬさまを目の前にした歌の次に、「待てど来まきず」と荒雄の帰りを待つ歌が続けて詠まれるであらうか。凡そナンセンスである。このゆゑに左註の呪縛から敢然とのがれねばならない。さうして歌そのものにまともに立ち向ふべきである。さうすると「袖振る」が何を意味するかが、自ら明らかとなるであらう。

万葉集において「袖を振る」といふ詞は、しばしば見受けられることばであり、動作であるが、その殆どすべては別れに望んでする動作であり、愛別を惜しんで袖を振る意に用ゐられてゐる。（古くは魂鎮めに袖を振るといふことがあつたかも知れないが、明らかではない。）従つて「沖に袖振る」も「波に袖振る」も、荒雄が別れを惜しんで袖を振つてゐると解すべきで、古典大系本の「補注」の解が當つてゐる。従つて「注釈」が、

前者は出発にあつて、沖の船上から妻子に別を惜しんで袖を振つたのであり、後者は風波のために難破して波間に漂つて袖を振るといふ意をあらはさうとしたので、そこに「沖に」と「波に」と區別したと見るべきではなからうか。

と述べてゐるのは、未だ左註の難船沈没の呪縛から脱し切れない説といふべきであらう。但し「沖」と「波」との區別に注意したのは流石であるが、「注釈」のいふやうな意味で區別されてゐると思はれない。

私はこの「沖に」と「波に」とは、海岸に住んでゐる人達の日常の体験に基づいた微妙な區別であると思つて感嘆してゐる。海岸に立つて沖へ向ふ船を見てゐると、はじめのうちは船体ははっきり見えてゐるが、それが次第に半分になり、やがては全部見えなくなつて、帆柱だけが波の上に見えるやうになり、それもやがて消え失せるのである。かうした体験を持つてゐる人は多いと思ふが、船体がどうにか見えてゐる時が「沖に」であり、帆柱だけが見えてゐる時が「波に」であつて、船が段々沖に遠ざかつて行く距離の遠近によつて使ひ分けられたもののやうに思はれる。別れを惜しんで沖で袖を振つてゐたのが、次第に遠ざかつて波の上で袖を振つてゐるやう

に見えるので「波に袖振る」と言ったのであって、従来この事を指摘した注釈は一つもないと言つてよい。

#### 四

つまり(1)の歌と(5)の歌は別れを惜しむ心で互に対応してゐるのである。同様に、それにつづく、

(2)荒雄らを来むか来じかと飯盛りて門に出で立ち待てど来まさず

(三八六一)

(6)荒雄らは妻子が産業をば思はずる年の八歳を待てど来まさず  
(三八六五)

(2)と(6)とは荒雄の帰りをひたすら待つといふ心で互に対応して居り、兩者とも「荒雄ら」ではじまり「待てど来まさず」で結んでゐる。更には又(3)・(4)と(7)・(8)とは、それぞれ荒雄のゆかりのものを提示して荒雄を偲び、その帰りを待つといふ心で、やはり対応してゐるやうである。ただ(3)・(4)は「志賀の山」・「大浦田沼」といふ陸上に関するもの、(7)・(8)は「鴨とふ船」といふ海上に関するもので対応させてゐるが、却つてそこに妙味がある。要するに私は(1)・(4)と(5)・(8)とはそれぞれ対応してゐると見るのであるが、この限りでは犬養孝氏が、(5)・(8)の四首(心情表現の第二波)は(1)・(4)の四首(第一波)とひとつひとつ呼応してゐるとされた説(前掲論文)と同じ考へである。しかしながらここで注意を要することは、(1)・(4)にしても(5)・(8)にしても、沖で(波の上で)袖を振つて別れを惜しんで出掛けて行つた荒雄の生存を信じ、その帰りを待ちこがれるといふ心情で一貫してゐるといふことである。溺死したなどは夢にも思つてゐない歌である。左註による難船溺死といふ色眼鏡

を外して、無色透明の眼鏡で見て頂きたいのである。今色眼鏡で見たといふ例を挙げてみると、「代匠記」には「ヨスカノ山トハ、荒雄力死骸ヲ尋出テ、志賀ノ山に葬ケルニヤ。」「古義」には「荒雄が世に在しほど、常に見遣てなぐさみし山なれば、其山を所縁ある処と思ひ定めて、吾も常に見やりて……」、「私注」には「関係のある山。亡き荒雄の故郷の山であるからである。」「全註釈」には「荒雄が生前に親しんだ山として。」とある。何と荒雄の死を前提とした解釈の多いことか。なほ古典大系本の頭注は「荒雄が心の寄せ所とした山」、「注釈」は「縁古のある山」と解して荒雄の死には触れてゐない。ここは何と言つても故川村悦齋氏が、「海に出る人には陸に必ず航行の便りとなり、よすがとなる目標の山があるものだ」として「航行目標の山と云ふ意である」(万葉集伝説歌考)と説かれたのに従ふべきであらう。荒雄はそのうちきつと帰つて来るだらう。その時志賀の山の樹が甚だしく伐られて山容が一変してゐたら、荒雄は船から見て戸惑ふに違ひない。志賀の山はどれかと。だからひどく樹を伐らないで下さいと言つてゐるのである。因みに古典大系本の頭注には「志賀の山―沖の方から入港の船の目標になつた志賀島の山」とある。(なほ「大浦田沼」については未だ考へ得ないのでここでは触れないことにする)

#### 五

ところで釜田喜三郎氏は前掲論文で、(1)・(4)は妻子の作、又は憶良が妻子の心になつて作つたものであり、(5)・(8)はそれに対して憶良が唱和したもので、前者は長い時間的経過を示して妻子の悲歎を詠んであるに對し、後者は妻子の詠としてはあまりに知的であり、

妻子との血のつながりを感じなき過ぎ、遭難事件から年の八歳を経過した後他人が深い同情と哀悼の意を表して同時に詠んだものと述べられてゐる。(1)~(4)は妻子の作ではなくて、妻子の心で詠まれたもので、多分憶良の手が加はつたものと思はれるが、(5)~(10)は大養氏のやうに(5)~(8)と(9)(10)の二群に分ける方がよいと思ふ。(9)(10)は姑く措き、(5)~(8)について見ると、前にも述べた通り(1)~(4)の妻子の心で詠まれた歌に対応させて、筑前の国守としての憶良が、哀れな民への同情から作つたものと思はれるのである。なぜならばそこには国守的口吻が見られるからである。まづ「妻子の産業をば思はず」といふのは、如何にも為政者らしい言ひ方であり、「也良の崎守早く告げこそ」といふのも、下役に対する上司の態度である。崎守といふ公の役の者に対して、民間の人たちがこれこれして欲しいなどと言へるであらうか。国守だからこそ防人に対して「早く知らせて欲しい」と言へるのである。従来の註釈書等はこの辺の微妙な呼吸が見落されてゐるやうに思はれる。殊に(8)の「聞こえ来ぬかも」——「聞えて来ないことよ」(注釈)の意ではなくて諸注のやうに「言つて来ないかなあ」(全註釈)、「聞えて来てほしいなあ」(古典大系本)の意に解すべきである。——の「聞こえ」の語を正しく解したものは残念ながら見当たらないと言はざるを得ない。この「聞こえ」は「言ふ」の謙讓語で「申す」「申し上げる」の意である。このことを指摘した人は一人も居ない。然らば誰が誰に申し上げるかと言へば、防人がその上司に申し上げるのである。つまりこの歌は国守としての憶良が、鴨丸が也良の崎を廻つて漕ぎ帰つて来たたと、防人から申し上げて来ないかなあの意で詠んだものと思はれる。なほ(7)(8)に見える「沖つ鳥——鴨」の枕詞が、万葉集中憶良に

のみ見られる表現上の特色であることは、嘗て「憶良の歌に関する二、三の問題」の中で指摘して置いた。(拙著「上代日本古典文学の研究」所収)

「追記」(1)の「大君の遣きなくに」に対して、(5)に「官こそさしてもやらめ」とあるのも憶良の手を思はさせる。この「官」は恐らく「大宰府」(又は筑前国庁)を暗に指すものであらう。

## 六

然らば(9)(10)は誰の作で(1)~(4)及び(5)~(8)とどんな関係にあるであらうか。結論から言へば、この二首も亦憶良の作で、(1)~(4)と(5)~(8)に対する締め括りの立場にあるものと思はれる。

(9)の「赤ら小船」は官船とすることに諸注は一致してゐるが、その官船といふことを好い加減に見過ごしてはいけぬ。大宰府か筑前国庁の官船に包み物が托されるのは誰であらうか。一般の民間人が勝手にやれるものではあるまい。筑前守としての憶良はやれる筈である。又(10)の「大船に小船引き副へ」ることの出来る者は誰であらう。こんな大がかりの事が出来るのはやはり官である。赤ら小船に苞をやるといひ、大船に小船を引き副へて大がかりの潜水をやるといふ、いづれも憶良ならでは発想し得ないといふ感が深い。

ところで(9)の「けだし人見て」以下の解は諸注さまざまである。

古義——若し人の解披て見なむか。さても心もとなしや、となり。  
私注——ヒトは即ち荒雄である。帰り来ぬ荒雄に、海上で苦勞するから、それを慰める為の物を包にして送つたら、若しかすると、荒雄が未だ生きて居て、包を開くかも知れないといふのである。

全註釈―けだしかの人がの意とすべきだろう。  
古典大系本―ヒトは、あの人、夫荒雄を指す。

注釈―「人が見ますわ」といふ「人」と見るべきではないかと思ふ。

右のやうにこの「人」は荒雄とも他人ともいづれにも解せられる。しかし次の歌と考へ合せると、この「人」は他人と見るべきではなからうか。即ち志賀の白水郎の荒雄にやってくれと言って、包み物を赤塗りの官船に托してやったら、荒雄は開かないで、誰かが開けて見はしないだらうかの意。荒雄の死を暗示した歌で、次の歌も同様である。然るに、

古義―たとひ海底に潜入て探り求むとも、志加の荒雄に、今又あふことはあらじ。

私注―多くの船を出して海底を探しても、荒雄には会ひ得まいと歎いて居る。

全註釈―海底に沈んだ荒雄に、海中で潜き逢うことはないだらう。

古典大系本―大がかりに海底までもぐって搜索したとしても、志賀の荒雄を海底でさがしあてることが出来ようか、出来はしないのだ。

注釈―海に潜って捜さうとも、志賀の荒雄に海中で逢ふことが出来るようか。

のやうに、殆どすべてが荒雄溺死行方不明の前提の下に余りにも現実的な解釈をしてゐる。海底に潜水して死骸を搜索する―それ以外に考へやうはないであらうか。諸注すべて志賀の荒雄は白水郎が職業であるといふことを忘れてゐる。毎日海中に潜って魚貝を採つ

て生活してゐた。(10)はそれをふまへて作られたのであって、大船に小船を副へて(それは国守などでなければ出来ない大がかりな仕事であるが)大勢の人達が海中に潜つても、(白水郎として)海中に潜つてゐる荒雄と潜り会へるだらうか。恐らく会へないだらうと、荒雄の死を暗示してゐるのである。溺死・行方不明・大搜索など飛んでもない話である。

## 七

もはや結論を述べねばならない。「筑前国志賀白水郎歌十首」は志賀の白水郎が詠んだ歌十首の意である。この十首は志賀の白水郎たちが詠んだ歌とする立場からの題詞である。さうして(1)~(4)は荒雄の妻子の心で詠まれた歌であるが、志賀の白水郎たちの間に謡はれてゐた本の歌があり、それに憶良が手を加へたものと推測される。次に(5)~(8)は憶良が(1)~(4)に対応させて作ったものと思はれるが、妻子の心に十分なりきれないで、筑前守山上憶良がちらついてゐる。(恰も土佐日記における貫之に似てゐる)。即ち(5)~(8)は(1)~(4)があつてはじめて成立したものである。しかし(1)~(4)にしても(5)~(8)にしても、妻子に別れを惜しんで海路遙々と出掛けて行つた荒雄の生存を期待しその帰りをひたすらに待つやさしくもあはれな心情で貫かれてゐることを見通してはならない。かくての締め括りとしての(9)(10)も憶良の作と思はれるが、ここにおいてはじめて荒雄の溺死・行方不明が暗示されてゐる。従つてこの十首は、憶良が熊凝のためにその志を述べる歌を作つた(巻五)と同様に、荒雄の妻子等のためにその志を述べ作つた歌と見てよからうかと思ふ。左註がはじめから付けてゐたものか、後に付けられたものか明らかでは

ないが、多分後者であらう。それはともかくとしてこの十首の歌を解釈する場合には、左註の呪縛から解放された自由の立場で取り組むことが大切である。最近訓詁註釈が軽視され、又は無視される傾向が著しいが、古典研究の基本は何と言っても訓詁註釈である。本稿では古典の研究に訓詁註釈が如何に大切であるかといふことを、実例を以て示した積りである。

#### 附、福岡県内の万葉歌碑

志賀の島の海人の歌について述べた序でに、福岡県内の万葉歌碑について一言して置きたい。昨年から今年にかけて県北はまさに万葉歌碑ブーム、福岡市が明治百年を記念して六基、これに刺激されてその周辺に三基の歌碑が建てられた。これに在来からあるものを加へるとかなりの数にのぼるので、その一覧表を掲げて読者の参考に供したい。

因みに右の外に今一基、巻四、五七五の歌を刻んだものが福岡市草香江公民館の前庭に建てられてゐるが、この歌が筑前の草香江に關するものかどうか疑はしいので右の表からははぶいた。

簡単に歌碑の筆者を紹介して置く。尾上柴舟―故人、元東京女高師教授、歌人、書家。久保輝雄―現宗像大社宮司。阿曇磯興―現志賀町長。志賀海神社宮司。三条実美―故人、明治維新の元勳。古賀狂輔―書家、大野町在住。長沼賢海―九大名誉教授。内田さち子―九大名誉教授内田忠太郎氏夫人、歌人。阿部源蔵―現福岡市長。八尋武人―書家、福岡市在住。小西春雄―故人、元福岡市長。鹿児島

寿蔵―人間国宝、歌人。日巡武澄―伝未詳。

(四四・七・三一稿)



福岡県内万葉歌碑一覧（昭和四四年八月現在）

建設地	建設者	建設年月	揮毫者	巻・歌の番号
北九州市戸畑区 市内	不明	不明	尾上柴舟	巻一・三・一六五
遠賀郡芦屋町山鹿 魚見山公園	芦屋町	昭和四四・五	倉野憲司	巻七・一二三一
宗像郡玄海町 宗像大社境内	宗像郡万葉歌保存会	昭和三六・一二	久保輝雄	巻六・九六三 巻七・一二三〇
粕屋郡志賀町 志賀海神社境内	志賀町	昭和四四・六	阿曇磯興	巻七・一二三〇
福岡市香椎 香椎宮頓宮境内	不明	明治二二・一〇	三条実美	巻六・九五七 九五八、九五九
筑紫郡大野町 三笠ノ森	大野町	昭和四四・五	古賀狂輔	巻四・五六一
筑紫郡太宰府町 天満宮境内	土曜会	昭和三四・一一	同 右	巻五・八三〇
福岡市 平和台	福岡市	昭和四三・四	倉野憲司	巻一五・三六五五
同 西公園	同 右	昭和四四・四	長沼賢海	巻一五・三六六〇
同 大濠公園	同 右	同 右	内田さち子	巻一二・三二一五
同 養島公園	同 右	同 右	阿部源蔵	万葉遺跡、養島の碑と記す
同 能古島（北端）	同 右	同 右	八尋武人	巻一六・三八六六
同 同（船着場の上）	同 右	昭和三一・四	小西春雄	巻一五・三六七三
同 唐 泊	福岡市	昭和四四・四	鹿兒島寿蔵	巻一五・三六七〇
糸島郡二丈町深江 鎮懐石八幡宮境内	不明	安政 六・六	ヒカヨシ 日巡 武澄	巻五・八一三 八一四